

裁 決 書

審査請求人

代理人

熊本市中央区本荘町737番地6

阿部 広美

処分庁 熊本県 福祉事務所長

審査請求人が令和5年(2023年)6月27日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく生活保護費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成29年(2017年)11月19日、処分庁は、審査請求人の生活保護を開始した。
- 2 令和4年(2022年)12月13日、審査請求人は へ転出したことから、処分庁は、同日付けで生活保護を廃止した。
- 3 令和4年(2022年)12月13日、審査請求人は、 福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)に生活保護の申請を行った。
- 4 令和5年(2023年)1月18日、処分庁は、 福祉事務所から、審査請求人が、

同年1月13日に、遡及して障害基礎年金778,832円及び障害年金生活者支援給付金60,280円（以下「障害基礎年金等」という。）の計839,112円を受給した旨の連絡があった。

- 5 令和5年（2023年）1月18日、処分庁は、審査請求人に対し、遡及して受給した障害基礎年金等については法第63条に基づく返還の対象となること、また、定期的に支給されている年金の受給額全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると自立更生費による控除は真にやむを得ない理由に限られることを説明したうえで、自立更生計画書の提出を求めた。

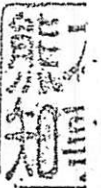
- 6 令和5年（2023年）2月14日、処分庁は、審査請求人から自立更生計画書、年金支払通知書の写し、払込通知書の写し、預金通帳の写し、収入申告書、障害基礎年金更新に係る診断書の写しを受理した。

なお、自立更生計画書には、必要経費（収入を得るため要した経費）として①障害基礎年金更新に伴う診断書料、また自立更生計画書（返還金から控除を希望する項目等の一覧）として、②整骨代及び整骨院までの交通費、③エアコン購入・取付費用、④電動アシスト自転車購入費用、⑤精米機購入費用、⑥電磁波ノイズカット・静電気カット料、⑦ペンダントライト（天井照明）購入費用、⑧自宅リフォーム代の申し出があった。

- 7 令和5年（2023年）2月22日、処分庁は、1回目のケース診断会議を開催し、遡及して受給した障害基礎年金等計839,112円から、福祉事務所における返還決定額139,420円を控除した699,692円を、処分庁における返還対象額と決定するとともに、上記②整骨代及び整骨院までの交通費及び⑥電磁波ノイズカット・静電気カット料については、病状調査等の再調査が必要であると判断し、再調査の結果に基づき判断することを決定した。

- 8 令和5年（2023年）2月27日、処分庁は、福祉事務所に対し、の病状調査結果の情報提供を求めたところ、「審査請求人からについての相談は受けておらず診断が難しいこと、整骨との治療の因果関係を証明することは困難で、改善につながると明言することは難しい旨意見があった」との情報提供を受けた。

- 9 令和5年（2023年）2月28日、審査請求人は、福祉事務所からへの病状調査の結果を聞き、処分庁に対して、以前受診していた



■に対して病状調査を行ってほしいと要望した。

10 令和5年(2023年)3月2日、処分庁は、■に対して病状調査を行い、「審査請求人について、3年ほど前まで診察していたが現状はわからない、整骨と■との関係性については、整骨の施術内容が不明であるため、確実なことは答えられないが、■の症状として■や■等があり、それらに対する治療と考えられる」との回答を得た。

11 令和5年(2023年)3月4日、審査請求人は、メールにて、自立更生計画書に⑨A I リキッド施工費用、⑩波動測定器による施術費用を追加してほしい旨申し出があった。

12 令和5年(2023年)3月22日、処分庁は、2回目のケース診断会議を開催し、①障害基礎年金更新に伴う診断書料を必要経費として認定し、自立更生費として申し出があった②から⑩の全てについては認定しないことを決定した。

13 令和5年(2023年)3月27日、処分庁は、審査請求人に対して本件処分内容を説明した。

14 令和5年(2023年)6月27日、審査請求人は、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

15 令和5年(2023年)9月14日、審査請求人は、転居に伴い必要性がないことを理由として、審査請求の対象から③エアコン購入・取付費用、⑥電磁波ノイズカット・静電気カット料、⑦ペンダントライト(天井照明)購入費用、⑧自宅リフォーム代、⑩波動測定器による施術費用について取り下げた。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の自立更生のための費用を返還額より控除することを求めており、かかる審査請求人の要求をすべて認めなかった処分庁の判断は、法第1条、第3条及び第63条に反し、違法である。

審査請求人が罹患している■には、治療を受けるにも大きな困難が伴う疾患であることを処分庁は見落としており、■患者の困難を顧みず、通常の

疾患同様に受診できることを前提としており、明らかに不当である。

処分庁は、自立更生のための費用を控除すべきか否かの判断を「生命・生活の維持に不可欠な場合に当たるか否か」という観点のみで行っており、自立した生活の維持という視点に欠けている。

2 処分庁の主張

法及び「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年（2012年）7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いを検討した。検討にあたっては、憲法第25条が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を規定しており、そのため、最優先されるべきものが生命や衣食住の基本的な生活の維持であるため、審査請求人から提出された自立更生計画書について、自立更生費の控除として真にやむを得ないと認められる場合を、生命、生活の維持に不可欠な場合に当たるか否かにより判断したものであり、本件の費用返還額決定は適正な処分である。

本件処分は法第1条の制度の目的や法第3条の原理に反するものではなく、かつ、法第63条が定める保護の実施機関の裁量を逸脱、濫用するものではない。ついては、審査請求人が主張する、本件費用返還にかかる処分は、明らかに法第1条、第3条、第63条に違反するとの主張は誤りである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力そ

の他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、法第5条により、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(5) 課長通知記1-1-(1)は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とした上で、控除の範囲として①から⑥までを掲げており、「④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額(以下略)」「⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」とし、1-(2)は、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取り扱うこと。」と定めている。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること

②当該費用返還額は原則として全額となること

③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと



(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

2. 本件処分について

(1) 年金を遡及して受領した場合における返還金決定の考え方について

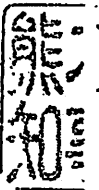
法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(保護の補足性)と定めている。

これを受けて、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

この法第63条に基づく費用返還については、課長通知で取扱いの詳細が定められており、課長通知1-(1)では、原則、全額を返還対象とするが、そのことによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、一定の要件に該当する範囲の額を返還額から控除して差し支えないと規定されている。一方で、課長通知1-(2)では、その資力が遡及して受給した年金である場合は、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されていることとの公平性を考慮して、課長通知1-(1)のような考え方は取らず、厳格に対応することとされている。

すなわち、遡及受給分全額を返還対象とするという原則がより強調され、保護の実施機関は被保護者に対してもそれを説明しておくこととされており、また、当該被保護者の世帯の自立更生のために充てられる費用の控除については、全く認められないものではないが、真にやむを得ない理由があり、事前に保護の実施機関が相談を受け、慎重に必要性を検討した上でなければ認められないとされている。

(2) 自立更生費の認定について



遡及して受給した年金については、課長通知1(2)-(イ)において、「定期的に支給される年金の受領額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応すること」、「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」とされており、この通知を基本として判断することとなる。審査請求人から提出のあった自立更生費のうち②整骨代及び整骨院までの交通費、④電動アシスト自転車購入費用、⑤精米機購入費用、⑨A I リキッド施工費用について以下検討する。

(ア)「②整骨代及び整骨院までの交通費」について

処分庁は、福祉事務所が行った病状調査における、「審査請求人から」についての相談は受けておらず診断が難しいこと、整骨と」の治療の因果関係を証明することは困難で、改善につながると明言することは難しい」との情報に基づき、整骨院の施術が」の治療に効果的であるとは考えにくく、症状がある場合は所定の手続きを経て医療扶助の施術で受療するべきであり、生命・生活の維持に不可欠とは認められないと判断しており、この処分庁の判断に不合理な点はない。なお、整骨代が認められない以上、整骨院までの交通費も認められない。

(イ)「④電動アシスト自転車購入費用」について

自立更生計画書の提出理由として、「食材の購入のため遠方に行く必要があり、電動アシスト自転車であれば買い物が楽になり、社会的交流もしやすくなる」としており、処分庁は、このことをもって審査請求人の生命・生活の維持に必要不可欠であるとは認められないと判断している。一般的に見て電動アシスト自転車が生活に必須とは考えられないことから、真にやむを得ない理由がないとして控除を認めなかった処分庁の判断に不合理な点はない。

(ウ)「⑤精米機購入費用」について

自立更生計画書の提出理由として、「自転車のかごに積むと重い、精米したものは酸化が進む」等としているが、一般的に見て精米機が「④電動アシスト自転車購入費用」と同様に、審査請求人の生命・生活の維持に必要不可欠であるとは認められず、真にやむを得ない理由は認められないとした処分庁の判断に不合理な点はない。

(エ)「⑨A I リキッド施工費用」について



令和5年(2023年)3月4日、審査請求人は、処分庁に対してメールにて追加で自立更生計画書を提出している。購入理由等の記載は同メールに無いものの、審査請求人は「何かわかりにくい事があれば尋ねてください。」と記載しているが、処分庁が記載内容を確認したことをうかがえる事情は認められない。

また、処分庁は、当該AIリキッド施工費用について、「入院療養を要するなど重篤化している状況でなく、生命・生活の維持に不可欠とは認められない」と判断しているが、診断書(令和4年(2022年)11月16日作成)において、障害の原因となった傷病名は [REDACTED]、所見は [REDACTED]、一般状態区分表は「身の回りのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能」と記載されており、この診断書を踏まえ、当該AIリキッド施工費用が審査請求人の生命・生活の維持に必要不可欠であり、真にやむを得ない理由が認められるかどうかの調査及び検討が行われたことを確認することはできなかった。

以上のとおり、処分庁が、自立更生費の一部について、審査請求人の自立助長の観点から個別具体的に自立更生として控除すべきか否かの調査及び検討を十分行っただけでは認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求に理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年(2024年)2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

